

原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令要綱

第一 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部改正（第二条関係）

一 発電用原子炉に係る規定を試験研究用等原子炉とは別に規定するとともに、これに伴う所要の改正を行うこと。

二 発電用原子炉の運転の期間の延長に係る期間の上限を二十年とすること。

三 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に追加された規定に係る手数料を定めること。

第二 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令の一部改正（第十条関係）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律における発電用原子炉に適用される規定が改正されたことに伴い、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設について適用する同法の規定の特例について所要の改正を行うこと。

第三 原子力規制委員会設置法に関する経過措置（第十一条関係）

発電用原子炉が東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設に係る場合であつて、かつ、核原料

物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第六十四条の三第一項の認可があつた場合には、原子力規制委員会設置法附則第二十三条第一項前段の規定による届出を要しないものとする。

第四 その他関係政令について、所要の整備を行うこと。（第一条及び第三条から第九条まで関係）

第五 附則関係

一 この政令は、設置法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年七月八日）から施行する。（附則第一条関係）

二 所要の経過措置を定めること。（附則第二条関係）